

住 環 境 憲 章

当自治会では好ましい住環境を確保するため、建物を建てる場合のルールを<住環境憲章>として定め、「建築基準法」と併せて之を順守し、快適な住みよい街づくりに努めます

一、 違法な建築はやめる。

行政の「建築確認」を受けて、法令に違反のない建物にしよう。

二、 隣家や周辺に充分配慮する。

建物の高さ・配置や、外構・塀・庭等は、日照・通風・眺望や周辺との調和を考慮しよう。

三、 緑豊かな街にする。

敷地内に緑の植栽を施し、潤いのある街並みにしよう。

四、 駐車スペースを確保する。

路上駐車・ハミ出し駐車はやめよう。

五、 ミニ開発の禁止。

業者等による所謂「ミニ開発」は、やめる。

六、 工事中の危険・騒音に注意する。

日曜・祭日および早朝・夜間の作業はやめる

七、 建築概要を会長に通知する。

「建築確認」の年月日、番号、建物の高さ、配置、外構等の概略及び、工事中の連絡方法を会長に通知しよう。

平成五年四月制定

令和3年4月1日

弘法の松 親 和 会
建 築 委 員 会